

○ 政策目標 10－1：日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

財務省設置法（平成11年法律第95号）第4条第1項には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事」が、財務省の所掌事務として規定されています。

一方、日本銀行法（平成9年法律第89号）第5条第1項には、「日本銀行は、その業務及び財産の公共性にかんがみ、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない。」と、同条第2項には「この法律の運用に当たっては、日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」と規定されています。

こうした法律の規定等を踏まえ、引き続き、人件費を含む経費の予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政10-1-1：経費予算の認可

政10-1-2：財務諸表の承認

関連する内閣の基本方針

該当なし

施策 政10-1-1：経費予算の認可

取組内容

日本銀行の予算については、日本銀行法第51条第1項において、「日本銀行は、毎事業年度、経費に関する予算を作成し、当該事業年度開始前に、財務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」と規定されています。

こうした法律の規定等を踏まえ、日本銀行の人件費を含む経費の予算について、効率性等の観点から審査することにより、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保します。

定性的な測定指標

[主要]政10-1-1-B-1：経費予算の効率性の確保

(目標の内容)

日本銀行法の規定等を踏まえ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保するために、日本銀行の人件費を含む経費の予算について、効率性等の観点から審査します。

(目標の設定の根拠)

財務省設置法第4条第1項には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事」が財務省の所掌事務として規定されており、また、日本銀行法第51条第1項において、日本銀行は、日本銀行の経費の予算について、「当該事業年度開始前に、財務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。」と規定されているためです。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「認可対象経費の予算」

施策	政10-1-2：財務諸表の承認
取組内容	日本銀行の決算については、日本銀行法第52条第1項において、「日本銀行は、財産目録及び貸借対照表については四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書についてはこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、これらの書類に関する監事の意見書を添付して、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これを財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。」と規定されています。 こうした法律の規定等を踏まえ、日本銀行の財務諸表について、関係法令の規定に則り、決算処理の適正性等の観点から審査することにより、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保します。

定性的な測定指標	
	[主要] 政10-1-2-B-1：財務諸表の適正性の確保
	(目標の内容) 日本銀行法の規定等を踏まえ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保するために、日本銀行の財務諸表について、関係法令の規定に則り、決算処理の適正性等の観点から審査します。
	(目標の設定の根拠) 財務省設置法第4条第1項には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること」が財務省の所掌事務として規定されており、また、日本銀行法第52条第1項において、「財産目録及び貸借対照表については四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書についてはこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、これらの書類に関する監事の意見書を添付して、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これを財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。」と規定されているためです。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「財務諸表の主要な計数」

政策目標に係る予算額等	令和5年度	6年度	7年度	8年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
上記の政策目標に関連する予算額等はありません。					

担当部局名	理財局総務課調査室	政策評価実施時期	令和8年6月（予定）
-------	-----------	----------	------------